

●容積率の算定に使う道路幅員

港区は敷地の前面部分だけでなく、交差点から交差点まで（結節点間）の幅員で総合的に判断します。

基本的な考え方

- ①2m（最低接道長さ）接道部分及び交差点までの道路範囲（⇔）における最小幅員を、容積率の算定に使う道路幅員とする。
- ②交差点が複数あり、最小幅員が複数ある場合は、最小幅員を比較して広い幅員を、容積率の算定に使う道路幅員とする。
- ③区道で認定幅員と現況幅員が異なる場合は、認定幅員と現況幅員を比較して小さい幅員を採用する。
- ④隅切り部分は道路幅員に該当しない。

事例 1

敷地 1

- ①道路範囲 A の幅員は4.1～4.5mなので最小幅員4.1mが容積算定上の道路幅員。
- ※他の道路に通じ抜けられる道路同士が交わる部分を交差点とし、行き止まり道路は除く。

事例 2

敷地 2

- ①道路範囲 A の最小幅員は6.3m。道路範囲 B の最小幅員は5.7m。
- ②最小幅員6.3mと5.7mを比較すると広い6.3mが容積算定上の道路幅員となる。

事例 3

敷地 3

- ①道路範囲 A の最小幅員は6.5m。道路範囲 B の最小幅員は5.8m。
- ②最小幅員6.5mと5.8mを比較すると広い6.5mが容積算定上の道路幅員となる。

事例 4

敷地 4

- ①道路範囲 A の最小幅員は6.1m。道路範囲 B の最小幅員は5.9m。道路範囲 C の最小幅員は6.2m。道路範囲 D の最小幅員は6.4m。
- ②道路範囲 A～D の最小幅員を比較して広い6.4mが容積算定上の道路幅員となる。